

2016年11月1日

協力会社 各位

東急建設株式会社
土木本部 土木部長
建築本部 建築部長

社会保険未加入対策の一層の強化について

標記の件、2016年7月28日に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（国交省）」が改訂され、これに伴い日建連が策定した「社会保険加入促進要綱」及び「社会保険の加入促進に関する実施要領」が改正され、“平成29年度以降の社会保険未加入労働者の現場入場の制限”が盛り込まれました。

当社においても、2016年4月に「社会保険未加入の二次以下の下請企業の取扱いについて」を協力会社の皆様へ発信し、二次以下の下請企業も含めた社会保険への加入指導を進めておりますが、日建連の上記改正を踏まえた未加入対策の一層の強化として、下記について会社および労働者の方々への周知・適切な実施、二次以下の下請企業への更なる加入指導をお願い致します。

記

- 1) 一次下請企業への周知事項（二次以下の下請企業へは一次下請企業を介して周知）
 - ・周知対象・・・下請企業全ての協力会社（契約企業に限らない）
 - ・周知内容・・・1. 「平成29年度以降、**特段の理由***がない限り適正な社会保険に加入していない労働者（二次以下含む）については、**工事現場への入場が認められなくなる**」ことの周知
※特段の理由については元請企業において判断するものであるが、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下3点のような場合に限定すべき（日建連）
 - ・当該労働者が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合
 - ・当該労働者が施工に必要な特殊な技能を有し、入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ・当該労働者について社会保険への加入手続中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
 - 2. 国交省と全国社会保険労務士会連合会と連携して、建設企業向けの社会保険等に関する無料相談窓口が設置されていることの周知
- 2) 過去に発信した企業単位での未加入対策に関する下記通知についても指導を継続する
 - ・「社会保険未加入の二次以下の下請企業の取扱いについて」（東急建設 2016.4.1）
- 3) 添付資料
 - ① 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」概要（国交省 2016.7.28 一部改訂）
 - ② 「至急 社会保険に加入しましょう！」（ポスター：日建連 2016.10）
 - ③ 「社会保険未加入の二次以下の下請企業の取扱いについて」（東急建設 2016.4.1）

3) 本内容に関する問合せ先

東急建設(株)	土木本部	土木部	作業所支援グループ	和知	03-5466-5373
	建築本部	建築部	工務企画グループ	宮本	03-5466-6017

以上

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に施行
- 社会保険未加入対策の取組状況を踏まえ、ガイドラインを以下のとおり改訂するとともに、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(課長通知)でその取扱いについて明確化する

ガイドライン改訂の主な内容

(平成28年7月28日より施行)

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について

- 法定福利費の確保のためには法定福利費を内訳明示した見積書の提出の更なる徹底が不可欠であり、特に再下請負の場合の徹底が課題
- このため、下請指導ガイドラインを改訂し、法定福利費を内訳明示した見積書について、以下のとおり明確化する

- ① 法定福利費を内訳明示した見積書が、建設業法第20条第1項に規定する見積りに該当すること
- ② 再下請負の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること

建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2・3 (略)

ガイドラインの取扱いについて

(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号)より)

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

- 「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている
- 特段の理由とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべきである

- ① 当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険に未加入の場合はこれに該当しない)
- ② 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
- ③ 当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合

- なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである

※上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない

雇用と請負の明確化について

- 現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することとする
 - ・元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にある者か疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること
 - ・下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

■ 労働者である社員と請負関係になる者を明確に区分すること

社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区分した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。また、施工体制台帳、再下請負通知書及び作業員名簿については、下請負人と建設労働者との関係を正しく認識した上で記載すること。事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがある。

(中略) 保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うこと。

(A) **労働者である社員**：雇用保険については全ての労働者、健康保険及び厚生年金保険については従業員5人未満の個人事業主に雇用される者、その他法令上の適用除外に該当する者を除き、事業主は保険に加入させることが必要

(B) **請負関係にある者**：個人で国民健康保険、国民年金に加入

① 下請企業

- ✓ 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分
- ✓ (A)の労働者である社員について、下請企業は、適切な保険に加入させる
- ✓ (B)の請負関係にある者について、下請企業は、請負契約を締結し、再下請負通知書を作成

② 元請企業

- ✓ 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が労働者である社員か請負関係にある者か疑義がある場合には、下請企業に確認を求めると、作業員が適切な保険に加入しているか確認する

■ 「一人親方」の労働者性に関する注意点

社会保険加入に関する下請指導ガイドライン

事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは、たとえ請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として(中略)労働関係法令に抵触するおそれがある。

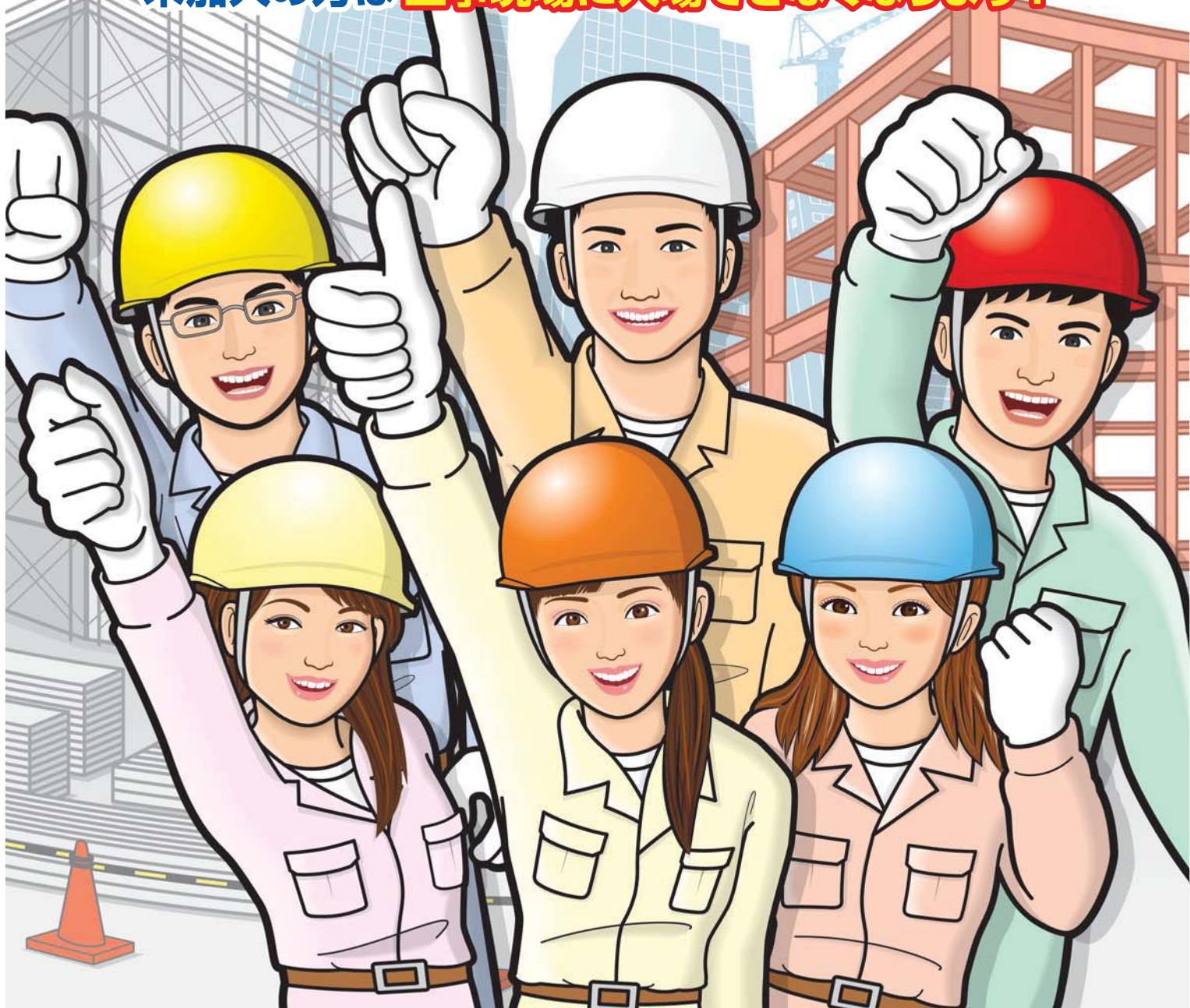
○ 労働者ではなく個人事業主である一人親方は、基本的に個人で国民年金や国民健康保険に加入するが、**形式が請負契約であっても、実態が労働者であれば労働者として社会保険に加入する必要がある** (※労働者によっては、入場する現場により、働き方が異なる場合もある)

○ 社会保険料の支払いを免れるために、雇用関係にあった労働者と請負契約を結ぶことは関係法令に抵触するおそれ

⇒ 詳しくは、『みんなで進める一人親方の保険加入(社会保険加入にあたっての判断事例集)』を参照

至急 社会保険に加入しましょう!

2017年4月以降は、特段の理由がない限り適正な社会保険に未加入の方は**工事現場に入場できなくなります!**



- ① **特段の理由** → 国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」（平成28年7月28日付）において、提示されました。（QRコード参照）
- ② **適正な社会保険** → 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の3保険を言います。（雇用されている企業の法人と個人事業主の別や規模、あなたの就労形態等により、加入すべき保険は異なります。雇用されている企業に確認してください。）

※社会保険は、企業・国民に義務付けられた、皆さんの生活を守る為の保険です。必ず加入しましょう。



2016年4月1日

協力会社 各位

東急建設株式会社
土木本部 土木部長
建築本部 建築部長

社会保険未加入の二次以下の下請企業の取扱いについて

標記の件、2015年9月24日に「社会保険の更なる加入促進について」を発信し、“2015年10月以降の新規着工工事における未加入一次下請の排除を開始”しましたが、2016年3月25日に日建連より改めて「社会保険未加入対策促進に関する取り組み強化について」が発信され、“2016年度以降、一次下請企業に対して、社会保険への適正な加入をしていない二次以下の下請企業と契約を締結しないことを徹底するよう指導すること”が会員企業の取組みとして決定されました。

この決定に基づき、一次下請企業の皆様を通じて下記指導を進めてまいりますので、会社および労働者の方々の適切な社会保険加入、二次以下の下請企業への更なる加入促進指導をお願い致します。

記

1) 一次下請企業への指導事項

- ・指導対象・・・当社の実施着工日が2016年4月1日以降の物件に係わる一次下請企業
※2016年4月1日時点で契約済の取極まで遡及しない。
- ・指導内容・・・加入義務のある事業所^{注1}であるにも係らず、加入していない二次以下の下請企業と契約を締結しないことの徹底
※1：企業単位での加入未加入で判断してください（労働者単位ではありません）。
※2：加入企業との契約は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出させてください。
※3：一部、未加入の保険又は年金がある場合は速やかな加入を指導してください。
※4：未加入の二次以下の下請企業との契約が必要な場合
社会保険への速やかな加入および加入後の報告を契約条件とし、加入によって必要となる法定福利費（事業主負担分）を見積に明示させ、適切な保険料を確保した契約としてください。

※：一人親方の取扱いについて

働き方によっては「労働者」と判断される場合もあるので、国交省発行のリーフレット^{注2}等を活用し、社会保険逃れと疑われるような一人親方化が無いよう、二次以下の下請企業の皆様への指導徹底をお願いします。

2) 添付資料

- ① 「社会保険未加入対策促進に関する取り組み強化について」（日建連 2016.3.25）
- ② 「社会保険の加入促進に関する実施要領（日建連）」に対する当社ロードマップ
- ③ 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険（国交省資料より抜粋）・・・1）注1
- ④ みんなで進める「一人親方」の社会保険加入（国交省資料より抜粋）・・・1）注2
- ⑤ 「社会保険の更なる加入促進について」（東急建設株 2015.9.24）

3) 本内容に関する問合せ先

東急建設株	土木本部	土木部	作業所支援グループ	和知	03-5466-5373
	建築本部	建築部	工務企画グループ	山崎・宮本	03-5466-6017

以上